

## J-VAC 審査登録依頼規約

### 1. 審査登録の手続から登録まで

#### 1) 申込み・受付

J-VAC マネジメントシステム審査登録制度により登録を希望される企業/組織体(以下「受審組織」という)は、本規約をご了承の上「審査依頼書」をJ-VACへ提出して頂きます。J-VACはご提出いただいた審査依頼書・組織調査票の内容を、審査能力面等より確認(必要な場合はJ-VACの担当者が訪問)します。受け付けたものについては「申請受理通知書」を返送します。

審査依頼書を受領してから、内容確認のため少々お時間を頂戴する場合があります。申込料、その他審査関連料金については、J-VAC 審査登録料金表(以下、「料金表」という)に定めています。

#### 2) 登録審査

申請を問題なく受理した後、審査の日程と審査チームを決定し、日程をご連絡した上で、登録審査を実施します。

審査の日程及び審査チームメンバーについてご了解をえた後、チームリーダーは審査プログラムを作成し、受審組織にご連絡します。この段階で受審組織から正当な要望があれば、審査員の変更を行います。

当局より、納入業者指名停止、営業停止等の処分を受けている場合は処分の解除まで、環境に関わる許認可事項が当局より未承認の場合は承認されるまで、重大な事故等の発生で操業不能の状態又は当局より操業停止命令を受けている場合は停止命令の解除まで、それぞれ審査登録を一時延期します。

当局より法規制の摘発を受けている場合は、審査登録の実施について別途協議いたします。

#### < 2段階登録審査について >

登録審査は2段階で行われます。第一段階審査においては、適用範囲が適切か、及びシステム文書全体が要求事項を十分満たしているかについて審査をします。これには、許認可の取得、法規制への適合、内部監査及びマネジメントレビューの実施状況等が含まれます(第一段階審査前には、マネジメントレビュー及び内部監査が実施されていることが必要です)。環境マネジメントシステムでは環境側面の抽出/特定及び著しい環境側面の決定、直接及び間接影響等についても審査します。また情報セキュリティマネジメントシステムの審査では、情報資産、脅威、脆弱性、リスク評価及び適用宣言書の妥当性についても審査します。第一段階審査については、審査員が受審組織のマネジメントシステムを十分理解するため、サイトにて実施することを原則としています。

第一段階審査の結果、第二段階審査に移行することが可能と審査チームが判断した場合、第二段階審査を実施することになります。第二段階審査ではマネジメントシステムの運用・実施及び有効性確認のための審査を行います。第二段階審査は、第一段階審査実施後3ヶ月以内の期日を組織と合意した上で実施します。

#### < 統合審査 >

品質マネジメントシステム審査、環境マネジメントシステム審査、情報セキュリティマネジメントシステム及びその他のマネジメントシステム審査等の共通部分を考慮し、受審組織の要望があれば両審査を同時に実施いたします。なお、この統合審査は品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、情報セキュリティマネジメントシステム及びその他のマネジメントシステムにかかわる登録、定期、更新審査の各々の組合せが可能です。

注) 定期、更新審査については「認証の維持について」の説明をご参照ください。

#### < 登録審査で不適合事項が発見された場合 >

軽微な不適合事項が発見された場合は、その是正処置の結果の提出をお願いします。

重大な不適合事項が発見された場合は、その是正処置の結果の提出をお願いします、判定会の判断により再審査を実施することになります。この完了を確認後、判定会にて登録の可否を審議します。重大な不適合の事例としては次のとおりです。

- i. システム又は手順が完全に欠落している
- ii. システムや手順が完全に機能していない
- iii. 類似の不適合がマネジメントシステム全体に存在する

#### 3) 判定確認

登録審査の結果を受け、J-VAC 内に設けられた判定会により登録の可否を審議し判定します。

#### 4) 認証取得

判定会で登録可と判定された場合には、内部手続を経て認証登録されるとともに、登録証を発行します。「登録組織」として登録すると同時に、別に定める「登録契約書」を締結します。

#### 5) 登録証の発行

登録組織にはJ-VAC 審査登録証及び付属書(和文のみ、英文のみ又は和文/英文)を発行します。また、登録内容の変更が生じた場合は、改訂した登録証及び付属書を発行します。なお、発行した登録証・付属書の所有権はJ-VACに帰属します。

登録証には3年後の有効期限が明記されます。更新審査により登録が更新された時点で新たな登録証を再発行します。なお、登録証を発行するごとに、登録証発行手数料を別途料金表に基づき申し受けます。

#### 6) 認証の表明

認証取得後、J-VAC から送付する「J-VAC マネジメントシステム認証登録の表明について」の下で、J-VAC 登録マークの使用を含

めた認証取得の表明をすることが出来ます。

また、認定機関（日本適合性認定協会、以下「JAB」、日本情報経済社会推進協会、以下「JIPDEC」という）の認定範囲において、認定シンボルを「認定シンボル使用について」のもとで使用することが出来ます。

登録証やJ-VAC登録マーク/認定シンボルを使用した認証取得の表明を行う場合、誤解を招かないよう行う必要があります。

## 2. 認証の維持について

### 1) 定期審査/更新審査

認証を維持するために、登録後（もしくは更新後）、最低年1回の定期審査を実施します。但し、登録審査後最初の定期審査は、登録第二段階審査の最終日から12ヶ月を超えない期間内に実施する必要があります。

更新審査では、登録後3年目毎に該当する規格のすべての要求事項に適合しているかを新たに審査します。更新審査は、有効期限日以前に全ての処理が完了するように実施させていただきます。

### 2) 変更の通知

下記に関して変更があった場合には、すぐにJ-VACへご連絡下さい。

- a 法的、商業上、組織上の地位又は所有権
- b 組織及び経営層（例えば、重要な管理層、意思決定又は専門業務に携わる要員）
- c 連絡先及び事業所
- d 認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲
- e マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更

### 3) 不定期審査

J-VACが下記の状況を確認した場合、登録継続可否の判定を行うために審査を行います。

- a 登録に関わる業務内容の大幅な変更、工場等の移転（操業の大幅な変更、環境に関わる法規制の変更など）によるマネジメントシステムの大幅な変更が、J-VACへの通知なく行われていた場合
- b 製品/サービスの品質保証能力の喪失、法規制の非遵守、環境や情報セキュリティ上の事故、認証の判定に重大な影響を与える事実に関する故意の虚偽説明などが、苦情（第三者からのものを含む）等の調査結果により判明し、システムの有効性に重大な疑義が生じた場合

上記審査の結果、登録維持の条件が満たされていない場合、登録の一時停止となります。

## 3. 審査の実施について

### 1) 審査準備

審査にあたっては、審査の実施に必要な準備をすべて行ってください。この準備には、J-VACが行う審査に必要な文書の調査並びにすべての場所への立ち入り、記録の閲覧及びJ-VACと受審組織との面接のための用意を含みます。

### 2) 審査員の選定

認証プロセスの公平性に影響を与えるとみなされるため、受審組織が審査員を指名することは出来ません。

受審組織は、J-VACから通知された審査チームに対して、利害関係の抵触などの明確な理由がある場合、J-VACに対してその編成に異議をとなえることが出来ます。

### 3) 審査への立会

審査の際に、コンサルタント等の同席を希望する場合には事前にご連絡下さい。但し、同席したコンサルタント等は受審組織に代わって発言することは出来ません。

また、認定機関（JAB・JIPDEC）又は、訓練審査員や評価審査員などJ-VAC関係者が、受審組織において実施する登録審査、定期審査又は更新審査の立会いを申し出た場合は、その立会いに同意して頂きます。なお、正当な理由がある場合を除き、認定機関による立会いを拒否した場合には、認定された登録証の発行が出来ませんので予めご了承下さい。また、認定機関による立会いを回避するために他の審査機関へ移転しようとした場合、認定機関により受審組織名が公表され、移転先でも認定された登録証の発行をしないよう通知する場合がありますので予めご了承下さい。

### 4) 安全の確保及び立入禁止について

受審組織は、各種審査の実施においてJ-VAC審査員が立ち入る可能性のある場所について安全の確保及び立入禁止場所のご指示をお願いします。なお、審査員の不注意を除き、万一審査員に対し危害が加わった場合には、その損害につき補償をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

## 4. 料金について

申込料、審査関連料金、登録関連料金等については、それぞれ所定の時期に審査登録料金表に基づいて請求します。料金の支払は振り込み手数料ご負担のうえ、銀行振込でお願いします。

申し込みいただいたあと何らかの理由でキャンセルされる場合、それまでにかかった費用（たとえば第一段階審査費用など）は請求いたします。

## 5. 機密保持について

既に公開されている情報を除いて、J-VAC は受審組織・登録組織の業務に関する機密を保持し、これらを第三者へ一切開示いたしません。この機密保持は契約終了後も継続いたします。但し、法的要請による場合は、受審組織・登録組織に事前に通知し情報を開示します。また、認定機関の要求に基づき、登録情報（登録組織/組織名、登録範囲等）又は審査報告書を提出することがありますので、ご了承ください。

## 6. 登録の一時停止、解除、取消しについて

### 1) 審査依頼及び登録の取り下げについて

受審組織が自己の都合により審査依頼を取り下げる場合、又は登録組織が自己の都合により登録の取り下げを希望する場合は、J-VAC へご通知ください。

### 2) 登録の一時停止及び解除について

J-VAC は以下の事項が明らかになった場合、所定の手続を経て期限並びに解除条件を定めた登録の一時停止をします。その際は登録証の一時回収、J-VAC 登録マーク及び JAB / JIPDEC 認定シンボルの使用を含めた認証表明の中止をお願いすると共に、登録公表を中止いたしますので、予めご了承ください。

一時停止の解除が妥当と判定された場合には、一時回収した登録証を返却し、J-VAC 登録マーク及び JAB / JIPDEC 認定シンボルの使用を含めた認証表明を認めると共に、登録を再公表します。

- a 規定要求事項に関する重大な不適合に対して、必要な是正処置が取られていない場合
- b 以前に実施した審査での不適合に対して、同意した是正処置が正当な理由なく実施されていない場合
- c 登録証・付属書、審査報告書、J-VAC 登録マーク及び JAB / JIPDEC 認定シンボルが、規定に反し、故意に誤解を招く形で使用され、それに対する改善がなされない場合
- d 所定の手続を経たにも拘わらず、必要な料金が支払われなかった場合
- e 受審組織が必要な頻度での定期審査を受け入れない場合
- f 重要な事故等の発生によって登録組織の操業が不能となり、その状態が2ヵ月以上にわたって継続している場合。又は、重大な事故等の発生によって当局より操業停止の命令を受け、その状態が2ヵ月以上にわたって継続すると考えられる場合
- g 「不定期審査」の結果、登録維持の条件が満たされない場合
- h 登録組織より書面にて一時停止の申し出があった場合

### 3) 登録の取り消しについて

J-VAC は以下の事項が明らかになった場合、所定の手続を経て登録を取り消します。その際は、登録証の回収、J-VAC 登録マーク及び JAB / JIPDEC 認定シンボルの使用を含めた認証表明の停止をお願いいたします。

- a 規定した登録一時停止期間内に不適合の是正処置が完了しなかったとき
- b 申込事項に虚偽の記載があった場合
- c 登録組織が倒産又は解散等により事業を停止した場合
- d 料金の不払い、重大な事故等の発生による操業不能・操業停止等の登録の一時停止が、規定した期間内に解除されなかった場合
- e その他、登録契約に違反した場合

## 7. マネジメントシステム審査登録制度に係わる改定

### 1) 改定について

J-VAC マネジメントシステム審査登録制度に係わる主要な改定事項は、十分な期間をにおいて J-VAC からお知らせいたします。規格の改定などが行われた場合は、ご要望によって説明会を開催いたします。

### 2) 審査登録要求事項の変更について

審査登録要求事項を変更する場合は、十分な期間をにおいて予告します。

また、要求事項の変更に関する決定及びその公表の後に、合理的であると考える期間内に登録組織が自らの手順に対して必要な対応を行ったことを検証します。

## 8. 異議及び苦情等について

### 1) 異議及び苦情等の申し立てについて

登録の判定並びに審査登録業務に係わる内容に対して異議又は苦情がある場合は、事由が発生した日より45日以内に J-VAC へ文書にて申し出てください。また、上記に係わる J-VAC の回答に異議のある場合には、異議申し立てを行うこともできます。異議申し立てについては、J-VAC の異議申し立て / 苦情処理プロセスに基づいて対応させていただきます。

### 2) 法規について

本規約に係わる事項に関し、当事者間にて紛争が発生した場合は、双方で十分協議のうえ、その解決に努力することとします。ただし、その結果なお解決に至らない場合には訴訟を起こすものとします。この場合法廷は原則、東京地方裁判所とし、準拠法は日本法といたします。

以上の内容を承諾し、「審査依頼書」の通り、審査登録を申し込みます。

ふりがな  
組織名

.....

社印

代表者氏名

審査申し込みにあたって、上記にご記入の上、そのコピーをご提出下さい。

株式会社 ジェイ - ヴァック  
東京都千代田区神田淡路町二丁目23番1号  
お茶の水センタービル 8階  
Tel. 03 - 5289 - 9711  
Fax. 03 - 3253 - 1166  
<http://www.j-vac.co.jp>